

## 第 1 表 料金

## 第 1 基本料金

## 第 1-1 基本使用料

## 1 適用

(1) ミウラひかり契約の基本使用料には、次の料金種別があります。

基本使用料の料金種別
ミウラひかりファミリー
ミウラひかりマンション

(2) 契約者は、(1)のいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。この場合において、基本使用料の料金種別が、ミウラひかりマンションであるものは、当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に関するミウラひかり契約に限り選択できます。

(3) 契約者が、そのミウラひかり契約を解除（当社が別に定める場合を除きます。）したときは、そのミウラひかり契約の解除があった日を含む歴月の基本使用料について、通則第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、日割しません。

(4) (3)の場合において、そのミウラひかり契約の解除があった日を含む歴月に、複数の基本使用料の料金種別の選択があったときは、基本使用料の料金額が最も高い料金種別の料金額のみを適用します。

## 2 料金額

基本使用料は、次のとおりとします。

基本使用料の料金種別	月額料金（税抜額）
ミウラひかりファミリー	4,300 円
ミウラひかりマンション	3,100 円

## 第 1-2 機器使用料

## 1 適用

(1) 当社が貸与する機器には、次の機器があります。

機器
ホームゲートウェイ（本体）
ホームゲートウェイ（本体）（無線 LAN 機能付）
ホームゲートウェイ無線 LAN カード

(2) ミウラひかり電話対応型ホームゲートとは異なり、単体型ホームゲートウェイの提供となります。無線 LAN カードについては、ホームゲートウェイの貸与を受けているミウラひかり電話契約者に限り貸与します。

(3) (2)の規定により、無線 LAN カードの貸与を受けている契約者が、ホームゲートウェイを返還するときは、無線 LAN カードを合わせて返還していただきます。

## 2 料金額

機器使用料は、次のとおりとします。

機器	月額料金（税抜額）
ホームゲートウェイ（本体）	200 円
ホームゲートウェイ（本体）（無線LAN機能付）	300 円
ホームゲートウェイ無線LANカード	100 円

## 第2 手続きに関する料金

### 1 適用

手続きに関する料金には、次の種類があります。

手数料	内容
ア 契約事務手数料	ミウラひかり契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
イ 移転事務手数料	契約者回線の移転について請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
ウ その他の手数料	当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

### 2 料金額

手続きに関する料金は、次のとおりとします。

手数料	単位	月額料金（税抜額）
契約事務手数料	新規1契約ごとに	800円
	転用1契約ごとに	1,800円
移転事務手数料	移転1契約ごとに	0円
その他の手数料		別に算定する実費

第2表 工事費

第1 工事費

1 適用

工事費には、次の種類があります。

工事費の適用及び料金額									
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費及び時刻指定工事費を合計して算定します。								
(2) 基本工事費の適用	1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。								
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費の適用	交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>IP通信網サービス取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td> <td>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 機器工事費</td> <td>当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。	ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。
	区分	交換機等工事費等の適用							
	ア 交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。							
イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。								
ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。								
(4) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。								
(5) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	別棟との間の配線工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、(2料金額)の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。								

<p>(6) 割増工事費の適用</p>	<p>ア 当社は、第 6 条（提供区域）に規定する「西日本エリア」の契約者からその契約者回線の設置若しくは移転又は料金種別の変更に関する工事（交換機等工事に関する基本工事費のみ適用となる場合を除きます。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日をいいます。）に行つてほしい旨の申出があつた場合であつて、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1 の工事ごとに税抜額 3,000 円を加算して適用します。</p> <p>イ 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があつた場合の工事費の額（（2 料金額）に規定する加算額を除きます。）は、（2 料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 840 941 896">工事を施工する時間帯</th> <th data-bbox="941 840 1377 896">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 896 941 1176"> <p>(ア) 午後 5 時から午後 10 時まで（1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日にあつては、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとします。）</p> </td> <td data-bbox="941 896 1377 1176"> <p>その工事に関する工事費の合計額から税抜額 1,000 円を差し引いて 1.3 倍を乗じた額に税抜額 1,000 円を加算した額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1176 941 1444"> <p>(イ) 午後 10 時から翌日の午前 8 時 30 分まで</p> </td> <td data-bbox="941 1176 1377 1444"> <p>その工事に関する工事費の合計額から税抜額 1,000 円を差し引いて 1.6 を乗じた額に税抜額 1,000 円を加算した額</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	<p>(ア) 午後 5 時から午後 10 時まで（1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日にあつては、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとします。）</p>	<p>その工事に関する工事費の合計額から税抜額 1,000 円を差し引いて 1.3 倍を乗じた額に税抜額 1,000 円を加算した額</p>	<p>(イ) 午後 10 時から翌日の午前 8 時 30 分まで</p>	<p>その工事に関する工事費の合計額から税抜額 1,000 円を差し引いて 1.6 を乗じた額に税抜額 1,000 円を加算した額</p>
	工事を施工する時間帯	割増工事費の額					
<p>(ア) 午後 5 時から午後 10 時まで（1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日にあつては、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとします。）</p>	<p>その工事に関する工事費の合計額から税抜額 1,000 円を差し引いて 1.3 倍を乗じた額に税抜額 1,000 円を加算した額</p>						
<p>(イ) 午後 10 時から翌日の午前 8 時 30 分まで</p>	<p>その工事に関する工事費の合計額から税抜額 1,000 円を差し引いて 1.6 を乗じた額に税抜額 1,000 円を加算した額</p>						

<p>(7) 時刻指定工事費の適用</p>	<p>ア 契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にその契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。）に工事（交換機等工事のみの場合を除きます。）を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申出をした契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。ただし、当社の責めに帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="523 658 1361 1137"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 658 804 853">指定時刻</th> <th data-bbox="804 658 1361 853">時刻指定工事費の額（税抜額） 第6条(提供区域)に規定する 「西日本エリア」</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 853 804 949">午前9時から午後4時まで</td> <td data-bbox="804 853 1361 949">11,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 949 804 1046">午後5時から午後9時まで</td> <td data-bbox="804 949 1361 1046">20,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1046 804 1137">午後10時から翌日の午前8時まで</td> <td data-bbox="804 1046 1361 1137">30,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ウ 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>	指定時刻	時刻指定工事費の額（税抜額） 第6条(提供区域)に規定する 「西日本エリア」	午前9時から午後4時まで	11,000 円	午後5時から午後9時まで	20,000 円	午後10時から翌日の午前8時まで	30,000 円
指定時刻	時刻指定工事費の額（税抜額） 第6条(提供区域)に規定する 「西日本エリア」								
午前9時から午後4時まで	11,000 円								
午後5時から午後9時まで	20,000 円								
午後10時から翌日の午前8時まで	30,000 円								
<p>(8) 工事費の減額適用</p>	<p>当社は、(2 料金額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>								

2 料金額 工事費は、次のとおりとします。

区分		単位	工事費の額 (税抜額)
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1 の工事ごとに 基本額 加算額	4,500 円 3,500 円
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1 の工事ごとに	1,000 円
イ 交換 機工事 費	交換機工事の場合	1 契約者回 線ごとに	1,000 円
ウ 回線 終端装置 工事費	屋内配線設 備の部分	ミウラひかりマンション	1 配線ごと に 7,400 円
		上記以外のもの	1 配線ごと に 10,400 円
	回線終端装置の部分	1 装置ごと に	2,100 円
エ 機器 工事費	(ア) 回線接続装置であって(イ)以外のもの	別に算定する実費	
	(イ) 配線設備多重装置	1 の工事ごとに	7,400 円
備考 回線終端装置の配線の交換のみにより施工される回線終端装置の工事（当社が別に定める場合に限ります。）の場合は、その交換に要した費用を契約者に支払っていただきます。			